

いなべ市公正証書等作成費補助金 のご案内

「公正証書」など養育費に関する債務名義を作成した際、作成にかかった費用を

最大5万円 補助します！

◎補助の対象

対象となる費用	詳細
公正証書等の作成にかかった費用	公証人手数料（養育費に関するものに限る） 戸籍謄本等添付書類取得費用 家庭裁判所等の申し立てまたは裁判にかかった費用（例：収入印紙代、切手代、戸籍謄本等添付書類取得費用）

◎対象の方

以下の①～④の要件をすべて満たす方

- ① 養育費の取り決めに関する公正証書などの費用を負担した方
- ② 養育費の取り決めに係る公正証書等を有している方
- ③ 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
- ④ 過去に他自治体で、同一の児童で同様の補助金を受け取っていない方

◎補助金額上限

5万円

◎申請に必要な書類

- ・ いなべ市養育費に関する公正証書等作成補助金交付申請書
- ・ ひとり親として児童を養育していることがわかる書類
(児童扶養手当証書の写し、児童扶養手当認定通知書の写し、ひとり親福祉医療費受給者証写し)
- ・ 申請者及び対象児童の戸籍謄本の写し
- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 補助の対象となる費用についての領収書
- ・ 養育費の取り決めを交わした公正証書等の写し
- ・ 補助金の振込先の口座がわかるもの（通帳の写しなど）

◎申請期限

公正証書等を作成した日の翌日から **6カ月以内**

申請・問合せ先
いなべ市こども政策課
TEL 0594-86-7821